

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

令和5年1月17日から同年2月17日までパブリックコメントを募集したところ、3件の提出をいただきました。お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	告示第1条第1項において、「一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる」としており、監督指針（案）新旧対照表 II-2 財務の健全性 II-2-1 責任準備金等の積立の適切性 II-2-1-4 経理処理 (19)①において、「適切な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めること。」とあるが、保険会社における「一般に公正妥当と認められる会計基準」の斟酌や、外部監査人によるその妥当性の判断にあたって、どのような観点で検討を行えばよいか。	計算方法の検討の観点に関しては、計算方法が発生した事象を踏まえたものとなっているか、保険会社間の比較可能性が確保された方法となっているか、最終的な IBNR 備金の金額の水準が妥当か、等の観点が考えられます。なお、生命保険協会から複数の計算方法が示される場合には、保険会社はその中から適切なものを適用することで、保険会社間の比較可能性を確保する必要があります。
2	告示第1条第1項のただし書に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき」に該当することが生命保険協会から示される場合には、生命保険協会から示される方法によって必ず備金計上する必要があるのか。	監督指針 II-2-1-4 経理処理 (19) ①において、「生命保険業界全体に与える影響の程度を踏まえる」とあることから、特別な事象への該当性については、生命保険協会から示される情報に基づく必要があります。その上で、告示第1条第1項のただし書は、任意規定であるため、告示第1条第1項本文に基づく計算を行うことも可能ですが、その判断

		<p>にあたっては、保険会社間の比較可能性が損なわれないか、最終的な IBNR 備金の金額の水準が妥当か等といった保険契約者保護の観点や重要性の観点で検討する必要があります。なお、特別の事情の影響を受ける保険商品の販売がなく、結果的に IBNR 備金への影響がない場合において、告示第 1 条第 1 項本文の適用を妨げる趣旨ではありません。</p>
3	<p>個社の判断により、生命保険協会が定めた計算方法とは別の計算方法に基づいて計上することも認められるのか。</p>	<p>計算方法の選択は保険会社によって行われるものですが、生命保険協会が単一又は複数の計算方法を示す場合において、それらと異なる計算方法に基づいて計上する場合には、保険契約者保護の観点から重要な比較可能性が確保された会計処理ではないと考えられます。</p>
4	<p>本改定告示のただし書を適用する場合にあつては、保険計理人制度の趣旨に照らして考えると、損害保険会社と同様、保険計理人の確認を求めるべきではないか。</p>	<p>損害保険会社と異なり、「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき」という限定的な状況においてのみ、生命保険会社は本告示のただし書を適用できることを踏まえ、損害保険会社と同様の確認業務を求めないこととしました。</p>
5	<p>監督指針Ⅱ-2-1-4 経理処理 (19) ①において、『通常の予測を超える事象が発</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

	<p>生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき』に該当するかの判断にあたっては、生命保険会社個社の事情だけでなく、生命保険業界全体に与える影響の程度を踏まえる」との記載があるが、(例えば、特別の事情があると判断するための情報の提供が生命保険協会から特段ない状況において、) 個社特有の事情だけで当該ただし書は適用できないという理解でよいか。</p>	
6	<p>監督指針Ⅱ-2-1-4 経理処理 (19) ②において、「(注) 当局と生命保険協会において生命保険業界全体に与える影響等に関して適宜意見交換を行うものとする。」との記載があるが、この「等」は具体的に何を指しているのか。</p>	<p>発生する事象によって様々なものが考えられますが、例えば、IBNR 備金の計算方法や契約者等への開示の方法がこれに含まれます。</p>
7	<p>監督指針Ⅱ-2-1-4 経理処理 (19) ③において、「特別の事情が既発生未報告支払備金の計算に重要な影響を与える期間において每期継続的に適用することとし、みだりに計算方法を変更してはならない」とあるが、「計算に重要な影響を与える期間」とは IBNR 備金の計算においてその影響が完全になくなるまでを指しているのではなく、与える影響が軽微となった時点で各社の判断で通常の方法に戻すという理解でよいか。また、ただし書を適用する一部の契約群団への影響が軽微となった場合、当該契約群団への与える影響が軽微となった時点で各社の判断で当該群団のみ通常の方法に戻すという理解でよいか。</p>	<p>ご理解の通りです。なお、保険契約者保護の観点から、ただし書を適用する契約群団を特定の区分とする場合は、IBNR 備金計算以外の内部管理にも用いられる区分等に基づく必要があります。</p>